

別記様式第9号(公告を取り消す際の公告)

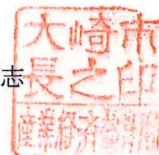
令和 7年大崎市公告 第153号

公 告

7年2月21日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を取り消したため、森林経営管理法第9条の規定により公告する。

令和 7年2月21日

大崎市長 伊藤 康志



記

1 経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	森林の所在・地番	林班	地目	森林簿面積 (ha)	備 考
田尻3集1	大崎市田尻小塩字眉見16他 2筆	11林班ロの内	山林・畑	0.41	
	大崎市田尻小塩字大宮南37他 3筆	11林班ニの内	山林	0.69	
	計			1.10	

2 経営管理権集積計画を取り消した理由

隣接する住民から日照確保のための伐採要望があった為

(教示)

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があった1ことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長になります)、処分取り消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、処分請求の取り消しの訴えは、その審査請求に対する採決があったことを知った日から起算して、6か月以内に定提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取り消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上